

長崎県立大学大学院奨学生返還免除候補者選考委員会規程

〔平成21年11月30日
規程第20号〕

改正 平成27年3月3日規程第21号
改正 平成28年3月1日規程第17号
改正 平成30年2月6日規程第13号
改正 令和2年2月4日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条第2項に規定する学内委員会として、本学に置かれる長崎県立大学大学院日本学生支援機構奨学生返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 選考委員会は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から第一種奨学生の貸与を受けた本学大学院の学生であって、機構に対して在学中に特に優れた業績を上げた者で当該奨学生の返還免除候補者として推薦する者（以下「返還免除候補者」という。）の選考に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 各研究科からの推薦に基づく全学的な返還免除候補者の推薦順位
- (2) 選考基準及びその取扱い
- (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関する必要事項

(組織)

第3条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 地域創生研究科の専攻長
- (4) その他委員長が必要と認めた者

一部改正[平成28年規程第17号、令和2年規程第6号]

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員に、その職務を代理させることができる。

一部改正[平成28年規程第17号]

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学事務局学生支援部学生支援課において行う。

一部改正[平成28年規程第17号、平成30年規程第13号]

(補則)

第8条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第21号]

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第21号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規程第17号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月6日規程第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第6号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在経済学研究科、国際情報学研究科、人間健康科学研究科修士課程及び同研究科博士前期課程に在籍している者については、改正後の長崎県立大学大学院奨学生返還免除候補者選考委員会規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。